

第 5 1 9 回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和 8 年 7 月 2 日（木）午後 3 時 0 0 分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町 1 6 3 - 1 愛正寺ビル 2 F

1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、※櫻井靖久、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、佐古美希、本村秀史

使用者代表委員 小西克美、柴田健司、当麻和重、松岡 誠

事 務 局 石崎労働局長、米村労働基準部長、中村賃金室長、
生地賃金室長補佐、北岡賃金調査員、竿谷賃金調査員

※はオンライン参加

2. 審議事項

- (1) 奈良県最低賃金の改正について（諮問）
- (2) 令和 8 年度 奈良県最低賃金の改正に関する審議の進め方について
- (3) 令和 8 年度 奈良地方最低賃金審議会の審議日程（地域別最低賃金関係）について
- (4) 令和 8 年度 特定最低賃金の必要性審議の進め方について
- (5) その他

3. 主要経過・審議結果

【生地室長補佐】

それでは、定刻となりましたので、令和8年度第1回奈良地方最低賃金審議会を始めます。

本日の審議会は「公開」で行うこととなっております。

また、審議会終了後は、議事録を作成し、奈良労働局ホームページに公開する予定となっておりますので、あらかじめお伝えしておきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は所要により西田委員から欠席する旨の連絡をいただいております。また、熊谷委員から少し遅れるとの連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による「定足数」を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

【中村室長】

賃金室長の中村でございます。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しい中、令和8年度第1回奈良地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

行き届かない点もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、下山会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【下山会長】

皆さん、本日はお暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本年度もよろしくお願いいたします。

まず始まる前に、昨年度は労使ともに大変真摯にご議論いただきました。

また、ご議論だけではなく、きちんとご理解、ご検討いただいた上でお願いを受けていただきましたので、本当にありがたく思っております。

昨今のニュースにつきまして、本日の議題でもありますけれども、中東情勢、物価上昇、あるいは金利のある世界になってきたことなど、様々な社会環境がある中で、本年度も大変難しい立場がお互いにあるかと思っておりますので、ぜひ今年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和8年度第1回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、運営規程第7条に基づきまして、本日の議事録署名人を指名いたします。

私のほかに、労働者側は伊垣委員、使用者側は小西委員にお願いいたします。

審議に進む前に、事務局体制に交代があったということですので、まず交代について事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、令和8年度の事務局体制についてご案内いたします。

まず、労働局長の石崎でございます。

【石崎局長】

本年度も引き続きよろしくお願いします。

【中村室長】

次に、労働基準部長の米村でございます。

【米村部長】

昨年度に引き続きよろしくお願いいたします。

【中村室長】

続いて、賃金室長補佐ですが、松川が異動となり、本年4月1日から生地廣行に交代となりました。

【生地室長補佐】

生地です。松川の後任として4月1日に着任いたしました。

どうぞよろしくお願いいたします。

【中村室長】

最後に、私、賃金室長の中村でございます。

改めまして、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、奈良労働局長の石崎より、皆様にご挨拶を申し上げます。

【石崎局長】

奈良労働局長の石崎でございます。

本日はお忙しいところ、第519回奈良地方最低賃金審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は、令和8年度の第1回の審議会でございますので、開会に際しまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様方におかれましては、日頃より、労働行政、とりわけ賃金行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、奈良県最低賃金につきましては、昭和48年度に新設発効して以降、改正諮問を重ねてまいりました。今年度につきましては、去る6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、改定の目安について調査審議を求める諮問を行ったところであり、今後、中央における審議の状況を踏まえながら、奈良地方最低賃金審議会の運営を進めてまいりたいと考えております。

昨年度の奈良県最低賃金につきましては、目安額を2円上回る65円の引上げとなり、時間額1,051円と、初めて1,000円台を超えることとなりました。また、発効日につきましては、大幅な引上げに対する準備期間を考慮し、11月16日の指定日発効となったところです。

このように、近年の大幅な最低賃金の上昇が続く中、円安等による物価の上昇や、中東情勢の緊迫による原料及びエネルギー価格の高騰など、様々な経済情勢の変化が雇用情勢にどのような影響を及ぼすのか心配されるところであり、奈良労働局におきましても、こうした情勢を注視しつつ、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るために、中小企業の生産性向上の取組を支援する業務改善助成金をはじめとする「賃上げ支援助成金パッケージ」の周知・活用促進に努めているところでございます。

私ども事務局といたしましては、審議会の円滑な運営に資するよう、資料の整備、充実に努めてまいります。委員の皆様方には、県内の経済、雇用情勢を含め、最低賃金を取り巻く諸般の状況等を総合的にご勘案いただき、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【中村室長】

事務局体制に関する説明は、以上でございます。

それでは、下山会長、議事の進行をよろしくお願い申し上げます。

【下山会長】

それでは、議事を進行します。

議題（１）「奈良県最低賃金の改正について（諮問）」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会会長あて諮問をさせていただきます。

奈良労働局長の石崎から下山会長に「諮問文」をお渡ししますので、下山会長、石崎局長ともに、事務局後方に設置しております奈良労働局バックパネル前まで移動をお願いします。

それでは、石崎局長から下山会長へ「諮問文」をお渡しください。

【石崎局長】

それでは、奈良県最低賃金の改正について、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

（石崎局長が下山会長に対し「諮問文」を手渡し、下山会長がこれを受領）

【中村室長】

下山会長、石崎局長は、自席にお戻りください。

それでは、下山会長、議事の再開をお願いします。

【下山会長】

はい、ありがとうございます。それでは、議事を再開します。

ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

【中村室長】

それでは、「諮問文」の写しを委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。

【中村室長】

それでは、委員の皆様にも内容を確認いただくため、私から「諮問文」を読み上げます。

奈 労 発 基 0702 第 3 号
令 和 8 年 7 月 2 日

奈良地方最低賃金審議会
会長 下山 朗 殿

奈良労働局長
石崎 琢也

奈良県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、奈良県最低賃金（平成 7 年奈良労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

それでは、次に、諮問の趣旨につきまして、事務局から説明をお願いします。

【石崎局長】

それでは、私の方から諮問の趣旨をご説明したいと思います。

ただ今、奈良県最低賃金の改正決定について諮問いたしましたので、ご説明いたします。

まず、例年、ここで、今年の最低賃金に関する政府方針をご説明申し上げ、趣旨説明とさせていただきますていただいておりますが、今年の政府方針につきましては、この夏に取りまとめられる成長戦略等において示される見通しとなっており、先般6月30日に開催されました日本成長戦略会議と経済財政諮問会議において、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」の原案が示されたところです。

日本成長戦略の原案においては、「最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半にできる限り早期に全国平均1,500円を達成する。」との目標が掲げられております。

また、これらの目標に向け、「中小企業・小規模事業者における賃上げ環境の整備を図るため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、「省力化投資促進プラン」等に基づく取組を強力に進めるとともに、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする」としております。

その上で、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。」とされており、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」との方針も示されております。

いずれにしても、今後、正式に政府方針が決定され次第、改めて皆様にもお知らせしたいと考えております。

加えて、本日は、お手元に「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」と題しました資料を配布しております。こちらの資料は、去る6月23日に「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会」において取りまとめられ、同日、中央最低賃金審議会において全会一致で了承され、各地方最低賃金審議会に対し通知されたものでございますので、この場で伝達させていただきます。

この資料には、昨年度の全国の地方最低賃金審議会の審議結果から明らかとなった課題を踏まえ、「近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方」及び「発効日についての考え方」に関する対応方針等が示されており、「中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、今年度以降、ここに示された考え方を踏まえた審議を行うことを要望する」旨が示されております。

内容の詳細につきましては、後ほど事務局からご説明差し上げますので、皆様方には、この内容を踏まえてご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、去る6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に改定の目安について諮問されたところであります。

奈良県におきましても、以上のことを踏まえ、奈良県の実情に応じた法定３要素のデータに基づくご審議をお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【下山会長】

ありがとうございました。

それでは、諮問に関連する資料をあらかじめ用意してもらっているのです、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

まず最初に、机上配布させていただいております資料「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」をご覧ください。

こちらは先ほど局長から説明がありましたが、令和８年６月２３日に中央最低賃金審議会において全会一致で了承されたものでございます。この内容につきまして、課題に対する対応方針を中心に抜粋して読み上げ、伝達とさせていただきます。

１としまして、「令和７年度の地域別最低賃金の審議結果と課題」です。中央のマーカー部分に進みます。

各地方最低賃金審議会における審議の結果、３９道府県で目安額を上回る答申が出され、そのうち１１県では、目安額を１０円以上上回る高い引上げとなった。また、発効日についても、１１月以降を発効日とする地域が２７府県に達し、令和８年１月１日以降を発効日とする地域も６県あった。

これについて以下２点の課題が挙げられております。

１つ目は、目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかと、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと。

２つ目は、地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあることです。

以下、この２点、それぞれに対しまして考え方が示されております。

項目の２、「近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方」です。こちらについての対応方針につきましては、次のページの（２）対応方針です。

令和５年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきである。

とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下

位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定３要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。

審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。

なお、令和７年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定３要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。

また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべきである。

地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定３要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定３要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。

また、中央最低賃金審議会 で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

続きまして、項目３の「発効日についての考え方」です。８ページに進んでいただきまして、（４）対応方針です。

公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。

１つ目。発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して 決定すること。

２つ目。発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断

理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。

3つ目。指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

次のページに進んでいただきまして、項目5「今後の取組について」です。

中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。

以降は、発効日指定による影響等を分析した資料等となっております。

続きまして、例年お配りしております資料の説明に移ります。お手元の会議資料の15頁の資料No.4から順にご覧ください。

資料No.4は、令和8年5月に発表されました「月例経済報告（令和8年5月）」でございます。これは、景気に関する政府の公式見解を示す報告書で、内閣府が景気の動向指数に基づいて、毎月とりまとめているものでございます。冒頭の基調判断の部分で経済全般を総括的に評価し、個人消費、設備投資、住宅建設、公共投資、輸出入など個別の要素などの動向についても言及しております。

続きまして、25頁の資料No.5は、2026年1月から3月期の「第183回中小企業景況調査」の結果について、独立行政法人中小企業基盤整備機構から公表されたものでございます。

この調査は、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業の景況を把握し、中小企業政策立案の基礎資料を収集するために、四半期ごとに実施、集計、公表しているものでございます。対象業種は製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業の5業種で、全国約19,000社の中小企業が対象となっております。そして、そのうち小規模企業（製造業・建設業は従業員20人以下、卸売業、小売業、サービス業は従業員が5人以下）の占める割合は、原則として80%程度になるように調整されているとのことでございます。

続きまして、43頁の資料No.6は、近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「奈良県内経済情勢報告（令和8年4月判断）」でございます。この報告は経済指標や次の資料No.7でご説明いたします法人企業景気予測調査、それに企業ヒアリングなどをもとに、奈良県内の経済概況がとりまとめられたものでございます。

47頁の資料No.7は、資料No.6と同じく近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「法人企業景気予測調査 令和8年4～6月期調査奈良県下の調査結果」でございます。これは、奈良県に所在する資本金等が1千万円以上の法人（ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は、資本金1億円以上）105社を対象に、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に実施されるものでございます。

56頁の資料No.8は、「奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）」でございます。この資料は、南都リサーチ&コンサルティング株式会社が発行しております「ナント経済月報 2026年6月号」から、奈良県経済の概況と奈良県と全国の経済指標を抜粋したものでございます。この資料は、南都リサーチアンドコンサルティング株式会社が発行しております経済レポートから、奈良県及び全国の経済指標を抜粋したものでございます。

64 頁の資料№.9 は、「令和 8 年春闘要求妥結状況」でございます。この資料は、日本労働組合総連合会と日本経済団体連合会から発表されたもの、それから、奈良経済産業協会様にご協力をお願いして集計した資料をつけております。ご協力に感謝申し上げます。

71 頁の資料№.10 は、「令和 7 年賃金構造基本統計調査の概況」でございます。賃金構造基本統計調査につきましては、国が実施する最も重要な統計の 1 つといたしまして「基幹統計」に指定されているところでございます。調査対象数は 79,321 事業所、有効回答数は 59,836 事業所、有効回答率 75.4%であり、本概況は、有効回答数 59,836 事業所のうち、10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所 52,242 事業所について集計したものでございます。ご参考までに申し上げますと、88、89 頁のところに、短時間労働者の賃金関係の資料が掲載されております。

93 頁の資料№.11 は、「定期給与の推移（全国・奈良県）」でございます。この資料は、厚生労働省が奈良県を通じて実施しています「毎月勤労統計調査」の公表結果を、事務局でとりまとめたものでございます。

次の 94 頁の資料№.12 は、「奈良県の一般職業紹介状況（令和 8 年 5 月分）」でございます。この資料は、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における状況を奈良労働局の職業安定課がとりまとめ、公表しているものでございます。

104 頁の資料№.13 は、「令和 7 年度奈良県の最低賃金改定状況」でございます。この資料は、昨年度（令和 7 年度）の「奈良県最低賃金」と「特定最低賃金」の改定状況などを、事務局でとりまとめたものでございます。

105 頁の資料№.14 は、「地域別・年次別最低賃金額及び引上げ率の推移」でございます。この資料は、地域別最低賃金につきまして、ランク別に過去 5 年間の改定状況を取りまとめたものでございます。

106 頁の資料№.15 は、「令和 7 年度 奈良地方最低賃金審議会 開催状況」でございます。この資料は、昨年度の奈良地方最低賃金審議会の開催状況などを、事務局でとりまとめたものでございます。

本日の審議会では、以上の資料を提出させていただきました。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。それでは、先ほど事務局から説明がありました改正諮問の趣旨並びに関係資料につきまして、何かご質問や確認したいことはございますでしょうか。

（質問等がないことを確認）

特にないようですので、次に議題（2）「令和 8 年度奈良県最低賃金の改正に関する審議の進め方について」の審議に入りたいと思います。

では、奈良県最低賃金の審議の進め方について事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それではご説明いたします。

まず、最低賃金法第25条第2項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定しています。

そして、同条第3項では、「専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」と規定し、公労使の委員が同数をもって組織することとされており、その委員の数は9人以内ということになっております。

また、同条第5項で、最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労使の意見を聴くこととなっております。

以上でございます。

【下山会長】

ただいま事務局から説明がありましたように、具体的な調査・審議は、専門部会を設置し、また、審議会等で関係労使の意見を聴いて行うこととなります。

つきましては、「奈良県最低賃金専門部会委員の選任」及び「関係労使の意見聴取」に関して、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

奈良県最低賃金専門部会の委員につきましては、本審の委員と同様に関係労使からの推薦によりまして、その候補者のうちから任命することになっております。

委員の推薦公示につきましては、本日の審議会終了後に行う予定にしております。

なお、公示期間につきましては、本日7月2日から7月16日までとする予定でございます。

また、関係労使の意見聴取につきましては、関係労使から意見を聴く旨、及び、意見は意見書の提出をもって行う旨を公示することとされております。その公示につきましては、本日7月2日から7月23日までとする予定でございます。

なお、関係労使からの意見聴取につきましては、法令により、意見書のほか、当該意見書を提出した者、その他関係労働者、関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により意見を聴くということも併せて定められております。

以上でございます。

【下山会長】

それでは、ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございますか。

(質問等がないことを確認)

ないようですので、本年度の審議会の審議の進め方について、ほかに委員の皆様からご意見

ございましたら、お願いしたく存じます。

はい、では本村委員お願いします。

【本村委員】

労働者側委員の本村でございます。よろしくお願いします。

今年度、奈良地方最低賃金審議会において、最低賃金の審議を行うに当たり、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について提案させていただきます。

最低賃金法の目的として、労働者の生活の安定や労働条件の改善がありますが、重要な責任を負う審議会委員として、目指すべきところが一日でも早い新賃金の発効になるのだと思っております。この1日も早い発効につきまして、日程調整していただいておりますが、結果として、10月1日に発効できない審議会日程になる場合もあります。

しかしながら、この日程調整に当たっては、審議会が連日開催となれば、公労使それぞれの委員が審議会に臨むにあたって、打ち合わせ等ができないとの意見を踏まえ、最近は公労使ともにしっかりと意思疎通をする時間等に配慮した日程となっているものと認識しています。

そこで、最低賃金審議会令第6条第5項は、その条文において「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と記載がございます。公労使ともにしっかりと意思疎通をする時間等に配慮した日程で最低賃金専門部会が開かれれば、その決議内容については、その審議経過も含めて、専門部会に出席していない公労使それぞれの本審メンバー間での打ち合わせ等、意思疎通も可能であるということでございます。

ということで言いますと、最低賃金専門部会の決議におきまして、各メンバーの意を受けた各専門部会委員による全会一致の決議を経ることができれば、本審での決議を経ることは要しないとする手続きも可能であると考えます。

以上のことから、奈良地方最低賃金審議会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について提案したいと思います。

【下山会長】

はい。本村委員、ありがとうございました。

ただ今、本村委員から「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」について提案がありましたが、まずは「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」とはどういうものか、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

本村委員からの説明と重複する内容も含まれておりますが、改めて最低賃金審議会令第6条第5項についてご説明します。お手元にお配りしております「令和8年度版最低賃金決定要覧」153頁の中ほどをご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。

この条文の趣旨としましては、最低賃金審議会の意思決定は、原則的には本審の議決によってなされるものであり、専門部会を置いた場合においても、当該専門部会の意思決定がそのままでは最低賃金審議会の意思決定にはならず、改めて最低賃金審議会の議決を経て初めてその意思決定となるものであります。

しかし、最低賃金の決定及び改正に係る専門的、技術的事項について調査審議するため設置された専門部会の意思決定については、本審の議決を待たずに最低賃金審議会の意思決定とすることが合理的かつ効率的である場合も少なくありませんので、最低賃金審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって最低賃金審議会の決議とすることができる、というものです。

この条文は、本来本審の議決によってなされるべき最低賃金審議会の意思決定を専門部会の議決をもって代えるものであり、運用に当たっては本審の意向と明らかに異なる議決がなされないよう配慮する等、慎重に運用すべきものであります。

また、運用に当たっては、包括的運用ではなく、例えば「奈良県最低賃金の改正」のように特定の個別事案について行うべきものであります。

さらに、条文中に「あらかじめその議決するところにより」と規定されておりますとおり、本条の適用には事前の議決が必要となります。

また、専門部会で全会一致とならなかった議決については、本審で更なる審議を行う余地もあることから、運用に当たっては、原則として専門部会での決議が全会一致で行われる場合に限るべきであり、本審での議決ではこの点を明確にしておくことが求められます。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

それでは、本村委員から提案のありました内容及び事務局からの説明を踏まえて、ほかの委員の皆様で、ご発言のある方はいらっしゃいますか。

はい。松岡委員、お願いいたします。

【松岡委員】

はい。失礼いたします。

使用者側の松岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今、本村委員から、ご提案いただきました件、そして、また事務局からご説明いただきました件でございますけれども、専門部会に関しましては、多少の日程の配慮をいただいていると思いますし、しっかりと議論していただいていると思うんですけども、やはり日程の都合上で参加できない、当日欠席される委員の方もいらっしゃると思います。

また、専門部会に関しまして、我々本審の委員が全員出席しているわけではないところでございます。本審の委員全員がしっかりと意見を出せる場が必要だと考えておりますし、そのことを踏まえたと、やはり本審での決議が大事であると考えております。

つきましては、この第6条第5項に関しましては、適用する必要はないのかなと考えており

ます。

以上でございます。

【下山会長】

本村委員、いかがでしょうか。

【本村委員】

はい。

【下山会長】

ただ今、本村委員からご提案がありました「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」ですが、残念ながら、反対の意見もあり、全員一致で賛成するに至りませんでしたので、本年度は、地域別最低賃金の改正に関しては、この適用を見送ることとしたいと思いますが、ほかの委員の皆様から何か意見はございますか？

(意見等がないことを確認)

それでは、本年度は第6条第5項の適用を見送ることといたします。

次に、議題(3)「令和8年度奈良県最低賃金の改正に関する審議日程(地域別最低賃金関係)について」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それではご説明いたします。昨年度の審議会の審議経過につきましては、会議資料 106 頁の資料 No. 15 をご覧ください。大変恐縮ですが、時間的制約もございますので、読み上げての説明は省略させていただきます。

次に、本年度の審議日程(案)をご説明いたします。

机上配布しております「令和8年度奈良地方最低賃金審議会日程(7月～8月・地域別最低賃金関係)」をご覧ください。

本審議会では例年、奈良県最低賃金が10月1日に発効可能となる日程により、ご審議いただいていたところでございますが、昨年度は中央最低賃金審議会の開催日程の関係により、最短発効日が10月4日となる日程で審議を行っていただいたところでございます。

今年度につきましても、中央最低賃金審議会の目安答申が遅くなる可能性も考えられるところです。このため、本審議会としましては、委員の皆様のご予定をお伺いした上で、目安答申が昨年度と同様に遅れた場合にも対応が可能であり、かつ、専門部会の審議日程の確保にも配慮し、お示しの(案)を作成した次第でございます。

この案における具体的なスケジュールをご説明いたします。

8月3日に第2回本審を開催し、目安の伝達及び関係労使の意見聴取を実施し、8月10日の

第3回本審において答申をいただくこととしております。

そして、同日から8月25日までを異議申出期間とし、この間に異議の申出がなされましたら、第4回本審を8月26日に開催して、異議の申出の取扱いについてご審議いただくこととしております。

そして、当日に答申をいただくことができましたら、官報公示の手続を経て、発効日を指定しない場合には、最短で10月4日の発効予定となります。

なお、8月26日以降の審議日程につきましては、この後ご審議いただく特定最低賃金の必要性審議の進め方の結果を踏まえて、後日改めて日程調整をお願いし、開催時期を決定する予定でございますので、今しばらくお待ちいただきたく、また、日程調整の際はご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

それでは、本審第2回及び第3回の日程について、ご意見はございますでしょうか。

(意見等がないことを確認)

それでは、第2回本審は8月3日午後1時から、第3回本審は8月10日午後1時30分から、それぞれ開催としますので、日程の確保にご協力をお願いします。

なお、第4回本審は、異議申出の有無によって開催の有無が変わりますので、異議申出があれば改めてご連絡しますが、ひとまず8月26日水曜日午前10時から、開催としますので、日程の確保にご協力をお願いします。

(異議がないことを確認)

次に、議題(4)「令和8年度特定最低賃金の必要性審議の進め方について」の審議に入ります。

本件につきましては、前回の本審において審議し、おおよその方向性は決まっていたと思いますので、その方向性に沿って事務局(案)の作成をお願いしております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは事務局案をご説明いたします。

机上配布しております「令和8年度特定最低賃金の必要性審議の進め方(案)」をご覧ください。

こちらのフローチャートに沿って、事務局(案)について、ご説明いたします。

こちらの資料は、昨年度「専門部会方式」への移行の際に使用しました資料をベースに、今

年度変更を加えた箇所を赤字で示しております。

まず、一番上の青色の囲み、特定最低賃金の諮問につきましては、昨年度は第3回本審で行いましたが、本年度は第2回本審で行うこととしております。これは、部会委員の選出 процедуруを前倒しし、審議日程の調整に余裕を持たせることを目的としたものでございます。

次に、その下のオレンジ色の囲みの①ですが、本年度も「改正の必要性審議のため、特定最低賃金ごとに専門部会を設置し、必要性について審議していただく」という専門部会方式を採用する案としております。

さらにその下のオレンジの囲みの②の部分、昨年同様、改正申出書における協約最低賃金額が改正後の地域別最低賃金を下回る場合、分かりやすく「足切り」という表現を使わせていただきますが、この「足切り」となった場合には、専門部会を開催せず、本審で「必要性なし」の答申をいただくこととなります。なお、昨年度は【一般機械】【自動車小売】の両特定最低賃金が「足切り」となっております。

続いて、黄色の矢印の下ですが、「足切り」に該当しなかった特定最低賃金については、各専門部会を開催し改正の必要性をご審議いただくこととなります。赤字で「1～2回」と記載した審議回数につきましては、昨年度は「原則1回」として行いましたが、本年度は審議状況に応じて必要な回数ご審議いただく想定としております。ここに「1～2回」と記載しておりますのは、日程調整の都合上ひとまず第2回まで設定しておくという意味でございます。

専門部会の委員構成等は、下の青色の囲みの部分に記載しております。委員構成は公労使各3名の計9名となっております。また、労使各委員のうち2名は各産業を代表する委員とさせていただきます。

委員の選出方法は、法令により「関係者の推薦による」とされております。推薦の公示期間につきましては、第2回本審諮問当日の8月3日から8月17日までを予定しております。

開催時期につきましては、委員選出後に日程調整させていただきますが、8月下旬から9月中旬頃を予定しています。また、審議の際に配布する資料につきましては、開催日までに各委員と調整し決定する予定にしております。

続いて、オレンジ色の囲みの③ですが、特定最低賃金の必要性審議については、審議会令第6条第5項を適用し、全会一致の議決、この場合「必要性あり」となり場合は、専門部会の議決をもって本審の議決、つまり、本審の議決を経ず金額審議に移行する想定としております。

金額審議につきましては、フローチャートのオレンジの矢印の先、オレンジ色の囲みの④のとおり、必要性審議と同じ専門部会でご審議いただくこととし、改めて日程調整を行い10月から11月にかけて3～4回の審議を経て結論をいただき、第5回本審を11月頃を開催し、答申をいただくこととなります。

必要性審議において、全会一致で「必要性有り」の結論に至らなかった場合は、フローチャートの青色の矢印のとおり、9月下旬から10月頃に、第5回目の本審を開催し、答申をいただくこととなります。

以上の進め方について本審議会において決議いただきたく、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【下山会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

(質問等がないことを確認)

はい。事務局からもありましたとおり、必要性審議につきましては、各委員の日程確保の必要もありますので、ひとまず1～2回程度としております。また、例年、長く審議していなかったということで、議論が煮詰まった場合には、やはり1回程度で終わることもあると思っております。もちろん議題がある限りは、その限りではございません。

現時点では事務局から説明のあったスケジュールを基本として進めるということで、これで行きたいと思います。

(意見等がないことを確認)

はい。それでは特にご意見はないかと思いますので、今年度の特定最低賃金の審議につきましては、事務局（案）のとおりに進めることとします。

それでは、最後の議題となりますが、議題（5）「その他」です。

事務局から何かございますか。

【中村室長】

事務局からは、特にございません。

【下山会長】

ありがとうございました。

ほかに委員の皆様から何かございますでしょうか。

(意見等がないことを確認)

それでは、ないようですので、次回の審議会につきましては、8月3日月曜日午後1時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

次回の審議内容は、中央最低賃金審議会の目安報告、専門部会委員の任命報告、関係労使からの意見聴取、奈良県特定最低賃金の改正について（諮問）を予定しております。

なお、次回の審議会も、本日と同様に「公開審議」といたします。

それでは、本日の審議会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。